

赤穂市地域公共交通会議分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、赤穂市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第9条第3項の規定に基づき、赤穂市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の分科会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、交通会議から付託された事項について、調査又は審議するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、分科会の委員のうちからこれを互選する。

(会議)

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、分科会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、分科会における調査及び審議の意見を集約し、その結果について、交通会議に報告するものとする。

(タクシー利活用検討部会)

第7条 分科会は、協議事項の一部について調査、審議を行うためタクシー利活用検討部会（以下、「検討部会」という。）を置くことができる。

2 検討部会の委員は、要綱第3条第2項に規定する委員の中から会長が指名する。

3 検討部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、要綱第10条に規定する事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。

2 第1回の会議の招集については、第4条第1項中「委員長」を「会長」と読み替える。

付 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。